

当事者である子どもの権利擁護の取組

◇国の策定要領 9 ページの(2)当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)に示された内容

- ① 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ② 社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこと。
- ③ 国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、この結果について周知していく予定としている。都道府県においては、これを踏まえて取組を行うこと。

それぞれの取組における、現在の取組状況等は以下のとおり。

① 当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策

- ・「施設で生活するあなたへ」(小学校3年生以上用)(綴込み封筒付き)と
「これからしせつでくらすあなたへ」(小学校2年生以下用)

大阪市では、児童養護施設等で暮らすこどもが、安心して施設で暮らせるように、施設での生活について説明し、必要な意見を表明するなど権利を行使できることを記した、一般に「こどもの権利ノート」と呼称される冊子を学年に応じて作成し、2歳以上の全児童に対して措置時に渡し、こどもの年齢や理解力に応じた説明を行っている。「こどもの権利ノート」では、自らの権利と同様にほかの人の権利を守るためには、ルールが必要であることも示している。

また、「施設で生活するあなたへ」(小学校3年生以上用)には、施設での生活でわからないことや困ったことがあるときに、添付の綴込み封筒を使って、相談したいことをこども家庭課に届けることができるようにしており、こども家庭課において、届出があった全児童に面接等を行い、速やかに対応することによって問題の解決に取り組んでいる。

- 学校現場における児童虐待防止啓発事業

こども自身が児童虐待について知り、自らを守る力をつけるため、市立の全小・中学校における児童虐待防止啓発授業等の実施(令和2年度開始)に向け、こどもの成長段階(小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用)に応じた内容のDVD等の教材の作成に取り組んでいる。

- 体罰によらない子育てを推進する職員研修の実施

しつけと称して、体罰や暴言等を行っている保護者の中には、自分が行っている行為が不適切な養育であるとの自覚がないまま、エスカレートして虐待に至ることがある。保護者に対して、体罰によらない育児の重要性について適切な助言や指導を行うために、子育てについて相談を受ける区役所子育て支援室の職員及びこども相談センター職員に対して、研修を実施している。

- 自立支援計画の作成

こども相談センターは、児童の意向や親権者の意向、家族背景、関係機関の意見などをもとにアセスメントを行い、長期的・短期的な目標と課題について整理し、援助指針を作成している。

一方、施設は、援助指針に基づき、施設における支援について、児童の状態や発達段階及び家族の状況に応じて、具体的な支援の方法を自立支援計画として作成している。

また、自立支援計画については、児童の成長・発達や家族状況の変化に伴い、定期的に見直しを行っている。

- こども相談センターによる施設への訪問調査

施設入所や里親委託している施設や里親に対し、こども相談センターの担当ケースワーカーが必要に応じて訪問し、児童との面接を行っている。

また、児童養護施設、乳児院に対しては、児童福祉法第30条の2に基づき、年に一度、調査員による保護状況調査を実施し、こどもや家族について、施設担当者から、児童や家族の状況についての聞き取りを行っている。

また、被措置児童等虐待などの権利侵害の予防・防止や発生時の適切な対応として、以下の取組みを行っている。

- 大阪市児童福祉審議会児童虐待事例検証部会への報告・意見聴取

被措置児童虐待に関する措置にかかる報告を行い、意見を聴取している。また、検証部会の開催には一定の時間を要するため、必要時に適時に方針等の意見を求め

ることが困難なことから対応に遅れが生じてしまうことがないよう、部会の決議により設置された事例分析アドバイザーから、措置にかかる適時の意見聴取を行っている。

- 第三者委員の設置による苦情解決の推進

各施設等において、第三者委員を設置することにより、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進。また、これらの仕組みが有効に機能するよう、指導監査等により指導・助言を実施。

- 施設における意見や苦情を言いやすい環境づくり

苦情解決のための担当職員の配置や、苦情解決の仕組みの分かりやすい周知、意見箱の設置や児童自治会の運営など、こどもが意見や不安などを言いやすい環境づくりを指導監査等により指導・助言を実施。

- ② 社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めること

⇒ 大阪市社会的養育推進計画の策定に当たっては、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）からの意見を聴取の上、最大限、計画の内容に反映する必要がある。については、意見聴取に係る考え方を、「i 目的（何のために）」⇒「ii 手法（どのような方法で）」⇒「iii 対象（誰に）」⇒「iv 内容（何を聞くか）」の順に、以下のとおり整理し、進めていくこととしたい。

i 目的

当事者である子どもから意見を聴取することの意義は、里親や施設職員、行政や支援者等では気づき得ない、当事者だから感じる社会的養護の課題や改善点を抽出することにあると考える。



ii 手法

このような情報を聴取するという点においては、質問者が定めた項目に関する定量的な傾向を読み取ることに適したアンケート形式よりも、「なぜ」「どうして」といった定性的な掘り下げまで可能なインタビュー形式による手法が望ましい。



iii 対象

その際には、自身の社会的養護の経験が自分の人生にとってどのような意味合いを持つか、当時の環境にどのような課題や改善点が見受けられたか等について、振り返りが可能な段階に達していることが必要であることから、「社会的養護経験者」を対象として考えることとしたい。

ただし、社会的養護にも様々な種別があることを念頭に、大きな層である「里親」「児童養護施設」と、親子での入所が可能であるという特性を踏まえて「母子生活支援施設」の3種から対象者を抽出することとしたい。



iv 内容

聞き取りについては、各自が経験した社会的養護について、アドミッションケアからインケア、リービングケア、アフターケアまでの4つの局面における、自身の体験に基づく具体的な課題及び改善が必要であった点を中心に行うこととしたい。

- ① 子どもの権利を代弁する方策
- ③ 児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組み

⇒ 政府において法改正の施行（令和2年4月1日施行）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするのが、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正に盛り込まれたため、国からの通知に基づき仕組みを構築する。

⇒ また、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正には、親権者等による体罰の禁止が盛り込まれている。こどもの権利擁護を考えるうえで、こどものしつけに際して、親権を行うものはもとより、里親、児童福祉施設や児童相談所の職員、ファミリーホームの養育者は、こどもに体罰を加えることがあってはならないことで、基本的な考え方として計画に明記したい。